

平成16年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成16年9月30日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第2 議案第45号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 日程第3 議案第48号 公の施設の設置に関する協議について
- 日程第4 議案第49号 字の区域を変更することについて
- 日程第5 議案第50号 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第55号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第56号 瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第58号 平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第54号 瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第57号 平成15年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第60号 市道路線の認定について
- 日程第13 議案第46号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議について
- 日程第14 議案第47号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第15 議案第52号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第53号 瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第59号 平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 閉会中の継続審査申出書について
- 日程第19 発議第3号 郵政事業の改革に関する意見書
- 日程第20 発議第4号 消費者保護法制等の整備を求める意見書
- 日程第21 発議第5号 食品安全行政の充実を求める意見書
- 日程第22 発議第6号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書
- 日程第23 発議第7号 議会改革検討特別委員会設置に関する決議

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23までの各事件

追加日程第1 議会改革検討特別委員の選任について

追加日程第2 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	教育次長	福野正
行政推進チーム 総括課長	松井善勝		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第 1 議案第44号から日程第 9 議案第58号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第 1、議案第44号岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約についてから日程第 9、議案第58号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについて、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。  
総務常任委員長 藤橋礼治君。

総務常任委員長（藤橋礼治君） ただいまより、総務常任委員会に付託された議案の審査の報告をいたします。

まず、議案第44号岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約について、御報告いたします。

本議案は、岐阜県市町村職員退職手当組合で共同処理する事務の条文整備及び構成団体のうち、一部事務組合に加入する 3 団体が解散したことにより、組合の脱退に伴う規定整備を行うため、上程されたものです。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、議案第44号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の減少等に関する協議についてであります。

岐阜地域広域市町村圏協議会を構成する市町のうち、羽島郡川島町が各務原市に編入合併するのに伴い協議会を脱退するため、協議会を設ける市町村数を 6 市 5 町から 6 市 4 町に変更するもので、これに伴い構成する委員を11名から10名に変更する規約を定めるため、上程されたものです。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、議案第45号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号公の施設の設置に関する協議についてであります。

犀川堤外地土地区画整理事業区域内にある瑞穂市の犀川右岸高水敷の一部区域において、墨

俣町が設置する（仮称）犀川河川公園の来園者の駐車場について協議するため、上程されたものです。

主な質疑は次のとおりです。

予定されている土地は瑞穂市であるが、土地の所有者は瑞穂市か。墨俣町が使用する場合、賃貸契約の関係は発生するのか、工事の費用負担は発生するのかという質疑に対し、土地の所有者は国土交通省であり、墨俣町が占用許可をとって使用することから、使用料を取らないかわりに工事費は墨俣町が全額負担する旨、答弁がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第48号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号字の区域を変更することについてであります。

地方自治法第 260条第 1 項の規定に基づき、瑞穂市大月地区内の市営土地改良事業の施行に伴い、換地完了により道・水路の整備に沿って、新たに字界を設定するため、上程されたものです。

主な質疑は次のとおりです。

字区域変更参考図の中で大きく抜けている部分については、旧の字を使用するのかという質疑について、宅地と未同意部分を地区から除外し、地区に編入した部分のみ字の区域を変更することができることになっているため、指摘された部分については従前の字名としている旨、説明がありました。

また、土地改良事業の総事業費、減歩率等事業内容について知りたいという質疑について、この事業が農村総合整備事業で、土地改良の圃場整備事業と集落内の道路、水路についても複合的に整備をされており、総事業費 3 億 4,700万円、そのうち圃場整備事業に係る部分は 2 億 4,500万円、受益面積12.7ヘクタール、集落道路 2 路線 1,059メートル、集落に隣接する排水路 547メートル、防火水槽40立方メートル、1 ヲ所、減歩率 3 %程度である旨の説明がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第49号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されたことに伴い、関係する市条例、瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、公益法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例、瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するため、上程されたものです。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、議案第50号は全員一致で原案のとおり可決すべきも

のと決定しました。

次に、議案第51号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてであります。

主な改正点としましては、個人市民税均等割の見直しとして、均等割の納税義務を負う夫と、生計を一にする妻の非課税措置の廃止、老年者控除の廃止、居住用財産の譲渡損失の繰り越し控除制度の拡充、土地・建物等の譲渡所得課税の特例の見直しによる長期・短期譲渡所得の分離課税の税率引き下げ、上場株式等以外の一般株式の譲渡所得等の税率の引き下げ、特定中小企業が発行した株式譲渡所得等の課税の特例の要件の緩和、軽自動車税の納期変更等のために上程されたものです。

主な質疑は次のとおりです。

税については、市民の関心が非常に高く、市民の協力があって市行政が運営されることから、今後、税体系が変更になった場合には、広報や窓口で市民に十分周知徹底される旨の要望がありました。

また、一部議員より、個人市民税均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻の非課税措置の廃止や老年者控除の廃止等は、住民負担が増加されることから、本議案に対して反対の立場であることの表明がされました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第51号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成16年3月26日公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、市条例の改正を行うため、上程されたものです。

主な質疑は次のとおりです。

別表にある補償額は階級ごとの月の補償額か、また損害補償とは休業補償のようなものかという質疑について、別表については日額の補償額であり、損害補償とは障害を負って通常の業務ができない場合のものである旨、答弁がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第55号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成16年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、非常勤消防団員の退職報償金の支給額について市条例の改正を行うため、上程されたものです。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、議案第56号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第58号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出の補正予算額は4億3,938万4,000円であります。

まず、歳出の主なものといたしまして、民生費、老人福祉費では、在宅要介護高齢者の食事確保と低栄養改善のための食事の宅配実施及び訪問介護員による調理を廃止して、介護サービスをより効果的にすることに関する研究事業として、未来志向研究プロジェクト等事業委託料800万円であります。

衛生費、塵芥処理費では、美来の森の周辺整備費、ストックヤード、駐車場、建物の補修として1億4,000万円、もとす広域連合広域行政推進負担金として5,677万円、し尿処理費ではもとす広域連合負担金の衛生施設分として2,335万6,000円あります。

土木費、河川改良費では、十九条石塚水路改良工事費として2,800万円。

教育費、体育施設費では瑞穂市生津ふれあい広場に隣接する土地購入費等として1億8,676万円あります。

次に、歳入の主なものといたしまして、額が確定しました地方特例交付金は1,921万4,000円、地方交付税は2億7,056万円あります。

雑入では、ストックヤードの関係で、もとす広域連合広域行政推進補助金が1億1,354万円、市債、教育債では多目的広場整備事業債といたしまして1億7,670万円を合併特例債で予定しております。

主な質疑は次のとおりであります。

大規模乾燥調整施設負担金とあるが、当初県から来るはずだったが、なぜ県から補助金が無くなったのかという質疑について、県の補助金には上限があり、足りない部分を瑞穂市と本巢市で負担することになった経緯があった旨、答弁がありました。

未来志向研究プロジェクト事業では、現在の在宅要介護高齢者へのサービスがどういう現状か、この現状をさらにサービスをよくするために、どのような方向に変えようとする研究なのかという質疑について、現在ホームヘルパーが在宅で介護している家に出向いて調理をして、次々に場所を移動しておりますが、これでは十分な介護ができていないことから、調理は宅配にして、在宅で介護する方、される方の意見を十分に聞いて、介護のあり方を調査していく旨、答弁がありました。

教育費、学校管理費の工事請負費削減について、本田小学校の工事差金をもって本田小学校の備品購入費に充てるのかという質疑については、工事の請負差金ではなく、工事の設計の段階で本棚等をつくりつけにして請負工事費としていたものを、つくりつけにしないで書棚として購入するもので、単に予算の組み替えである旨の答弁がありました。

次に教育費、保健体育費として予算が計上されている生津ふれあい広場に隣接する土地購入費 1 億 8,676万円の削除及び地方債補正を削る一般会計補正予算に対する修正案が、山田議員の賛成を得て小寺議員より提出されました。よって、直ちにこの修正案を審査することにし、提出者より説明を求めました。

修正理由としては、この土地の利用目的が明確でなく、議会における審議も十分でないこと。さらに、瑞穂市においては福祉関係施策が不十分な中で、このような土地に投資することは、住民に対する理解と納得が得られないとするものです。

この修正案に対する質疑はなく、主な討論は次のとおりです。

賛同する意見として、マスコミの報道の中で、議会の委員会で決まったことの範囲内で概要を発表されるのは構わないが、議案の中身まで発表されていることについては、議会軽視に値すると感じたこと。また、合併した理由が財政的に行政運営が困難になることであり、この時期の土地取得については、市民感情としても納得が得られないとする旨の発言がありました。

審査の結果、修正案は可否同数となり、委員長の裁決により否決されました。

次に若園議員から、一般会計補正予算について、保健体育費の執行について慎重な執行を求める附帯決議案が提出されました。

内容としては、教育費、保健体育費として予算計上されている土地購入費等 1 億 8,676万円について、この土地の購入価格やこの土地を含めた生津ふれあい広場の今後の利用形態について、土地売買契約締結時において、なお検討の余地があり、この予算の執行に当たっては土地売買契約締結前に議会と十分な協議を行うなど、慎重に執行を求めるというものです。

質疑はなく、主な討論は次のとおりでございます。

本件について、土地の購入価格を安く抑え、また購入目的を明確にし、議案を通した後、土地売買契約を締結することについては問題ないことであり、事前に議会と十分な協議をされる意味において賛成の立場をとるとの発言が出されました。

また、附帯決議案の趣旨が守られるならば、原案に賛成する立場とするとした上で、この附帯決議案が可決された場合、市長は附帯決議案のとおり執行するのかという質疑について、当然のこととして、重要な案件については報告、相談を申し上げてやっていきたい旨、答弁がありました。

この答弁を受け、協議をする場合、専門の委員会で協議をすることも大事であるが、全体に係る問題として全員協議会を開いて検討していく対応をお願いしたいという要望があり、これに対し、相談するにしても一定の窓口、責任あるポジションで協議していただくことは非常にありがたい。しかし、全協は決議機関ではないことが基本にあることから、委員会が自分たちの方針を決めるときに、全協で相談して決めていきたいという判断はしていただきたい旨、答弁がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第58号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、一般会計の補正予算案の可決を受け、附帯決議案についても、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務常任委員会の審査の結果について報告いたしました。平成16年9月30日、総務常任委員会委員長 藤橋礼治。

どうもありがとうございました。

議長（土屋勝義君） これより議案第44号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に対し、反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第44号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第45号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。



〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第45号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第48号公の施設の設置に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第48号公の施設の設置に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第49号字の区域を変更することについての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第49号字の区域を変更することについては、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第50号地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第50号地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第51号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、小寺君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

議案第51号瑞穂市税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

その理由は、まず第1点は、個人市民税の均等割についての見直しが提案されております。妻の非課税措置を廃止することによって、17年度から1,500円、さらに18年度からずっと均等に3,000円課税される。多くの住民の皆さんの負担が増加するというのが第1点の理由でございます。

第2点目は、老年者控除の廃止でございます。18年度以降の市民税から老年者控除48万円が廃止されるという提案でございます。特にこのことによって、年金受給者に対する税負担が非常に多くかかるというのが実態として出てきます。

全国の年金者組合が試算をしました例によりますと、年金額年間250万円の方、この方は西東京市に在住の方の例で試算がされております。それによりますと、所得税、17年度、3万1,800円の税がふえる。市民税については、18年度から2万1,100円ふえる。さらにそれに伴って国民健康保険税が18年度から1万円増額になる。介護保険料も18年度から2万9,500円増加をして、18年度からは全部合計しますと9万2,400円増額になる、税負担の増になるという試算が出ております。このように高齢者に重い税負担がかかる内容となっております。そういう点で反対をするところであります。

また、一部で土地建物の譲渡所得税、株式譲渡所得税が引き下げられて税率が下がり、税負担の軽減をされる方もございますが、これは一部の住民であるという点で、多くの住民が税負担が重くなる、そういう立場からこの条例改正には反対をいたします。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、山田君。

20番（山田隆義君） この議案につきましては、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

ただいま小寺議員は総務委員会に入っておられまして、粛々と議論を交わしたわけでございます。小寺議員からは総務委員会でもこうした課税の不公平についての御意見が出ました。特に市民税の均等割において、不平・不満を申されました。かつまた、高齢者の負担が重圧されるというようなことから言われ、かつまた証券税制の課税の問題、いわゆる富裕層への温厚的な措置をされておるといふ問題については、不平・不満があるというようなことから反対意見

をされた方でございます。

しかし、私は、税の公平、それから厳正な執行をするという観点から、やはり国民は国税・地方税法があるわけでございますが、国税法をしておるところは国税法でございますが、地方税法は固定資産税とそれから住民税、市民税が主たるものでございますが、やはり国税の税法に基づいて地方税法は比例的に運用されるという観点から申し上げますと、瑞穂市だけが軽減措置を図れば、市民には喜んでいただけるわけでございますが、やはりよその市町村にもばらつきがあるかどうかお尋ねしたところ、よその市町村からそういうばらつきの課税の話は聞いていないというお話でございましたので、やはり税の公平性から判断して、瑞穂市も国民の公平な一員でございますので、それを軽くしていけばいくほど、市民は喜ばれるかもわかりませんが、やはり国からの行政、地方の行政、いろんな面でひずみが来ると思うんですよ。

だから、そういう観点から、私はこの条例につきましては賛成をさせていただきましたので、よろしく御理解の上、全員の方の御賛同をよろしくお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第51号瑞穂市税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第55号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第55号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第56号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第56号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第58号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する委員長の報告は、原案及び別紙附帯決議を可決するものです。したがって、まず原案について質疑、討論を行い、次に附帯決議案について質疑、討論を行います。そして、原案について採決し、原案が可決されましたら附帯決議案についての採決をいたします。

それでは、議案第58号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）原案の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）原案を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第58号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、附帯決議案を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、附帯決議は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第54号から日程第12 議案第60号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第10、議案第54号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条

例についてから日程第12、議案第60号市道路線の認定についてまでを一括議題とします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 小川勝範君。

産業建設常任委員長（小川勝範君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより産業建設常任委員会の審査並びに経過並びに結果について、御報告申し上げます。

産業建設常任委員会に付託されました案件は、議案第54号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例について、議案第57号平成15年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について、議案第60号市道路線の認定についての3議案でございます。

次に、審査の経過について申し上げます。

平成16年9月28日9時30分より、産業建設常任委員会を開催し、付託されました案件について、水道部長、都市整備部長、上水道課長、下水道課長、産業経済課長、都市開発課長、都市管理課長の御出席を求め、細部にわたって詳細なる説明を受け、慎重に審査をいたしました。その審査の内容及び結果について、議案に沿って簡潔に申し上げます。

まず初めに、議案第54号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例については、瑞穂市就業センターの効率的な管理及び運営を図るため、財団法人瑞穂市施設管理公社に委託することができるための条項を加える条例の改正を行うものであります。

次に、議案第57号平成15年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について、決算報告書、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書及び剰余金処分計算書案、事業報告書に基づいて説明を受け、詳細なる審査をいたしました。

平成15年度瑞穂市水道事業は合併後初めての11ヵ月の決算であり、その概要を申し上げます。

給水戸数は1万2,360件、年間総配水量は459万7,333立方メートル、年間有収水量は405万3,751立方メートルとなり、有収率は88.18%となっております。行政区域内の人口は――当時15年でございますが――4万7,710人に対して、給水人口は4万20人と推定され、普及率は83.9%となっております。

決算においては、収益的収支のうち――今後の金額は税込みでございます――まず総収益は4億2,128万3,943円、総支出3億3,691万4,585円でございます。損益計算書でございますが、7,713万2,119円が15年度の利益であります。14年度繰越利益剰余金2,213万3,306円を加えると9,926万5,425円が15年度未処分利益剰余金となり、剰余金処分計算書案では、減債積立金1,000万、建設改良積立金6,000万をそれぞれ積み立てし、残額2,926万5,425円が16年度に繰越利益剰余金であります。

また、資本的収支のうち――これも税込みでございます――収入額は2億2,770万7,150

円、支出額が3億201万9,782円となっており、差引不足分7,431万2,632円を過年度分損益勘定留保資金6,635万6,274円、15年度分消費税及び地方消費税資本的収支の調整額795万6,358円で補てんしております。

平成15年5月1日に旧穂積町と旧巢南町が合併して瑞穂市が誕生したことにより、水道事業者の法人格の変更を行い、新たに瑞穂市として事業を開始したところでございます。15年度建設改良事業では、合併前から既に事業着手されていた別府地区コミュニティ・プラント事業、西地区特定環境保全公共下水道事業、これら2事業に伴う上水道管支障移転工事も順調に推移し、これにあわせて石綿管等老朽管更新や配水管路網の拡充等下水道事業との効率よい工事を施工しているところでございます。

さらに合併に伴い、管路網及び施設の見直しにより、新たに水源地の確保が急務となっていることから、古橋地区に新設することになり、15年度は井戸の掘削を行ってきたところでございます。

今後の事業運営については、瑞穂市全体の配水管の接続、新水源地の早期完成を目指し、合併に伴う拡張事業を確実に推進するとともに、ゆとりのある安全で安定した水道事業を目指し、一層の効率的な運営をされるよう強く要望をいたしました。

続きまして、議案第60号市道路線の認定については、宅地開発に伴い寄附採納された新設10路線、県道岐阜・巢南・大野線に新設工事に伴う側道の3路線であります。新設10路線については、県の宅地開発基準及び市道の整備基準にすべて適合しているものでございます。

以上が内容でございます。

次に、審査結果を申し上げます。

議案第54号については、原案どおり可決でございます。議案第60号、原案どおり可決すべきものであります。議案第57号は、すべて原案どおり認定すべきものであると全員一致をもって決定をいたしましたので、会議規則第39条第1項の規定により御報告いたします。

なお、委員会終了後、駅の駐輪場並びに駅前開発の今後の問題、他あと5カ所ほど委員の皆さん方と執行部と現地を見学しております。

以上、平成16年9月30日、産業建設常任委員会委員長 小川勝範でございます。よろしくお願いたします。

議長（土屋勝義君） これより議案第54号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。



これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第54号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第57号平成15年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、3番 若園君。

3番（若園五朗君） 議案第57号の水道会計決算認定の件の中で、年間の損益、利益の方が6,026万4,676円の純利益が出ております。その中で市の出資金が1億でございます。出資金の額について、非常に多くなかったか。今後もこのような継続をするかどうかの意見は出なかったかお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 産業建設常任委員長 小川勝範君。

産業建設常任委員長（小川勝範君） 今の若園議員の質問に対してお答えさせていただきます。

まず、水道の負債金額でございますが、若園君も傍聴で出席していただいてよく知っておると思いますが、今、現に14億3,021万8,000円。この負債に対して、21分の1はどうしても持たなくてはいかん。そして、この内容等でございますが、本当は私も安くしたりたいんですが、どうしても合併しているんな工事の関係がございますので、どうしてもこれは一般会計から1億円、若園君は質問としては1億円をもっと安くしたどうやということなんですが、今後の瑞穂市の水道事業の繁栄のためには一般会計からもぜひ補てんをしていただいて100%の給水を市民の方にお願するということでございますので、よろしくお願したい。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第57号平成15年度瑞穂市水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第60号市道路線の認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第60号市道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時46分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第13 議案第46号から日程第17 議案第59号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第13、議案第46号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議についてから日程第17、議案第59号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 棚瀬悦宏君。

厚生常任委員長（棚瀬悦宏君） 厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました議案5件は、9月27日の厚生常任委員会において慎重に審査をし、結審を見ましたので、御報告いたします。

最初に、議案第46号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議について、議案第47号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についての以上2議案については、いずれも関連議案でありますので、一括審査をいたしました。

執行部より、これらの2議案は、当該組合の加入団体及び委託協定の締結団体である羽島郡川島町が、平成16年11月1日に各務原市と合併するため、当該組合理約の所要の変更及び事務委託の規約の廃止を定めるものであるとの補足説明があり、質疑、討論いずれもなく、採決の結果、議案第46号及び議案第47号は全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御報告いたします。

執行部より、本条例案は長期譲渡所得に係る租税特別措置法の改正に伴い、地方税法の改正が行われました。これに伴い、瑞穂市国民健康保険税条例附則第6項及び第7項の一部を改正するものであります。

まず、同条例附則第6項については、長期譲渡所得があった場合の課税について、同条例第3条（国民健康保険の被保険者に係る所得割合額）及び同条例第13条第1項（国民健康保険税の減額）の読みかえを規定しているものであります。

今回の改正部分としては、同条例第3条第1項の規定に、同条第2項（雑損失の金額）の適用をしない旨の規定を加えるもの。

2．地方税法附則第34条（長期譲渡所得の課税の特例）、租税特別措置法第31条の改正（長期譲渡所得の100万円特別控除の廃止、短期譲渡所得の損失控除）に伴う条文の整備を行うものであります。

次に、同条例附則第7項については、短期譲渡所得の課税の特例を規定していますが、これ

についても地方税法第35条の改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

以上の補足説明がありました。

質疑、討論の中で、本条例案は、地方税法、租税特別措置法等が複雑で理解しがたい旨の発言がありました。

採決の結果、議案第52号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、御報告いたします。

執行部より、本条例案は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴うもので、同法第7条（一般廃棄物処理業）において、項の追加により同条例第9条の条文整備を行うものである旨の補足説明がありました。

質疑、討論いずれもなく、採決の結果、議案第53号は全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について御報告いたします。

本案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,513万 5,000円を追加補正し、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億 8,436万円とするものであります。

内容につきましては、まず歳入においては、前年度支払基金医療費交付金及び同事務交付金が確定し、2,513万 5,000円を追加補正するものであります。

次に歳出においては、前年度医療給付費国庫負担金 1,615万 8,328円、同県費負担金 410万 9,832円の精算償還金であり、また医療給付費の老人医療給付費として 486万 7,000円を充てるものであるとの補足説明が執行部より詳細にありました。

以上、質疑、討論いずれもなく、採決の結果、議案第59号は全員一致で原案のとおり可決されました。

なお、本委員会に付託された発議第2号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、本件が予算を伴う条例案につき、地方自治法第222条（予算を伴う条例、規則等についての制限）の趣旨を尊重して運営されるべきであり、あらかじめ執行部と連絡、調整の上、財源の見通しを得る必要があるとの見解のもと、本件は全員一致で継続審査にすることに決定しました。

なお、付託案件の審査終了後には、本委員会所轄関係の一般会計補正予算について、執行部より説明を受けました。

そのほか、かねてから地元より要望がありました本田校区のコミュニティーセンターについて説明を受け、本委員会としては地元の要望等を十分配慮するよう要望しました。

午後から、瑞穂市ストックヤード計画地の美来の森、本田団地の産業廃棄物集積場、古橋水

源予定地及び犀川堤外地等を視察し、今後における本委員会の研究課題とするとともに、認識を新たにいたしました。

以上をもって、厚生常任委員会報告といたします。平成16年9月30日、瑞穂市議会厚生常任委員会委員長 棚瀬悦宏。

議長（土屋勝義君） これより議案第46号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第46号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第47号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第47号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第52号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、小寺君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

議案第52号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

この条例の改正は、さきに可決されました議案第51号瑞穂市税条例の一部を改正する条例に伴って、国保税の条例を改正するものであります。この改正をすることによって、国保税が値上がりをするということが出てきます。先ほど報告しましたように、これは東京の例ですけれども、国民健康保険税、18年度では1万円、国民健康保険税がふえるという試算も出ております。

これによって、瑞穂市の試算をはじめに幾らになるかということは、まだしておりませんけれども、国民健康保険税が上がるという方向になるという立場から反対をいたします。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第52号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第53号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第53号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第59号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第59号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第18 閉会中の継続審査申出書について

議長（土屋勝義君） 日程第18、閉会中の継続審査申出書について、議題とします。

厚生常任委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

日程第19 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第19、発議第3号郵政事業の改革に関する意見書を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番 藤橋礼治君。

12番（藤橋礼治君） 議席番号12番 藤橋礼治でございます。

お手元に配付をされております発議第3号郵政事業の改革に関する意見書の趣旨説明を行います。

郵便局は国営の公社機関として、郵便、貯金、保険の3事業を一体とし運営され、生活基礎的サービスを国民に公平に提供しています。当瑞穂市においても、普通郵便局1局、特定郵便局3局が設置されているところであります。

時事通信社が平成16年3月に行った郵政事業民営化についての世論調査によりますと、郵便局を「公社のまま」、または「公社での実績を見て検討する」が73.5%、「至急に民営化すべき」に至ってはわずか12.6%に過ぎない状況でありました。このような現状にあるにもかかわらず



らず、経済財政諮問会議では、まず民営化ありきの前提で審議がなされ、民営化移行のための方法論のみが先行しております。

また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、郵便局はいち早くサービスを復旧し、被害者の安否確認、避難所生活者の郵便配達を行うなど、災害に対して迅速かつ的確に対応ができることは周知の事実となりました。今後発生が予想される大規模災害に対しても、大きな役割を期待されております。郵政事業は昨年4月に日本郵政公社が発足したばかりで、公社の成果も見きわめた上で、改革が将来に禍根を残すことのないように十分な審議が必要であると思います。

こうした観点から、私は意見書を提出したいと考えたところ、澤井幸一議員の賛成を得ましたので、会議規則第13条の規定により、この郵政事業の改革に関する意見書を提出しました。

以下、意見書の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

郵政事業の改革に関する意見書。

郵政事業は全国2万4,700の郵便局ネットワークを通じてあまねく公平に郵便・貯金・保険のサービスを提供し、国民生活の安定、安心の拠点としての役割を担っている。昨年4月に日本郵政公社が発足したばかりであり、公社は「真っ向サービス」を掲げて、より国民の満足が得られる体制の確立、民間的な経営手法の導入による一層の経費節減等により国民の利益を目指して取り組んでいる。

国民生活に密接に結びついている郵政事業の改革は、懸念されている東海地震発生時等の対応も含めて、国民生活にどのような影響をもたらすか、そしてその改革が一部の人たちだけではなく、真に国民の日常生活の利便性の向上につながるかといった視点で検討されることが必要である。

よって、本市議会は国に対して「はじめに民営化ありき」ではなく、公社の成果も見極めた上で改革が将来に禍根をのこすことがないように十分な審議がされるよう強く要望する。

なお、この意見書が可決されましたら、内閣総理大臣、内閣官房長官、郵政民営化・経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に提出していただきたいと思っております。

以上、趣旨説明をさせていただきましたが、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、2番 篠田君。

2番（篠田 徹君） 2番 篠田 徹でございます。

議長の許可をいただきましたので、御発言させていただきます。

私は反対の立場から討論を述べさせていただきます。

先ほど藤橋議員の方から提案趣旨説明がございましたが、「公社」という名称を使いながら、ややもするとローソン等一民間企業と契約をし、ややもすると民間化されておる中において、ある部分において国の庇護下にあり、ある部分においては器用に民営化などというような中途半端な手法を持っておられるのは、いかがなものかと思えます。

また、国の代表であられる内閣は、郵政民営化を推し進めるべきという論法に立っておる中に、この瑞穂市議会がややもすると国の判断に対して反対するようなことは、いかがなものかと私は考え、反対討論とさせていただきます。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号郵政事業の改革に関する意見書を採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第3号は可決されました。

---

日程第20 発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第20、発議第4号消費者保護法制等の整備を求める意見書を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 山本訓男君。

13番(山本訓男君) 13番 山本訓男でございます。

お手元に配付されております発議第4号消費者保護法制等の整備を求める意見書の趣旨説明を行います。

この意見書は、常任委員長の藤橋礼治議員、棚瀬悦宏議員、桜木ゆう子議員、小川勝範議員の賛成を得ましたので、会議規則第13条の規定により提出いたしました。

以下、意見書の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

消費者保護法制等の整備を求める意見書。

先の通常国会(第159回国会)において、改正消費者基本法が成立しました。この法律は、成立以来36年ぶりの大改正となるもので、消費者問題が多様化、複雑化する中で、消費者が真の主角となり、適切な意思決定を行えるような環境を整備する必要があります。その意味で、「消費者の権利」の確立を柱とした消費者基本法が成立し、施行される意義は極めて大きいと言わざるを得ません。

また、国民生活審議会の消費者部会は、制度の具体像に関する有識者による検討委員会を本年5月24日に立ち上げ、年内の報告書とりまとめを目指して論議が進められています。

特に、欠陥商品や悪徳商法等の被害などについて、不特定多数の消費者に代わって一定の消費者団体が損害賠償等を求める消費者団体訴訟制度は、消費者の権利を守る重要な手段として、ドイツで制度化・普及し、EU(欧州連合)加盟国や、タイ、インドなどアジア諸国へも広まっています。規制緩和の進む我が国においても、明確なルールの下でも自由な経済活動を保障しつつ、各種の係争の司法的解決を目指す「事後チェック型社会」へと移行していく中で、消費者団体訴訟制度の必要性が指摘されています。

さらに、政府においては、我が国の消費者の視点に立ち、以下の消費者保護法制等の整備を早期実現することを強く要望します。

一、改正消費者基本法を踏まえ、消費者団体訴訟制度の早期導入を図ること。

一、国民生活センター等の機能強化及び電話相談のダイヤル一元化等を推進し、関連する制度・施策の確立を急ぐこと。

一、近年の架空請求・不当トラブルが社会問題化している現状から、携帯電話・預金口座の不正利用防止策をはじめ、その対応に関係省庁が一体となって早急に取り組むこと。

なお、この意見書が可決されましたら、衆・参両議院議長と内閣総理大臣に提出していただきたいと思っております。

以上、趣旨説明をさせていただきましたが、何とぞ御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(土屋勝義君) これで趣旨説明を終わります。

お諮りをします。発議第4号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、西岡一成君。

19番（西岡一成君） 消費者保護の法制を整備していくということは、極めて重要な問題であると思いますが、一つちょっと内容がよくわからないところがありますので、提出者に御説明をいただきたいと思います。

つまり、消費者団体訴訟制度ということなんですけれども、この制度の内容についておわかりの範囲内で御説明をいただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） ただいま御質問の趣旨はいわゆる訴訟制度のことですけれども、的確な答弁と言えるかどうかわかりませんが、いわゆる被害者が今現状としては急増していると、また不特定多数の被害者が発生しているということで、そういう被害者個々が一々訴訟を起こすのではなく、消費者団体等にその訴訟の権利といいますか、代行といいますか、そういうのできるようにするということでございます。以上でございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号消費者保護法制等の整備を求める意見書を採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第4号は可決されました。

---

日程第21 発議第5号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第21、発議第5号食品安全行政の充実を求める意見書を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

6番 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 6番 松野です。

発議第5号の食品安全行政の充実を求める意見書について提案し、皆さんの御賛同を願いたいと思います。

2001年9月の日本におけるBSEの発生以来、日本の食品安全行政及び食品事業者に対する消費者の信頼度は地に落ちました。その後、不認可添加物、無登録農薬など、生産者や食品事業者による不祥事は続き、行政や事業者に対する消費者の不信は改まっておりません。BSEは、牛の飼育において共食いが一般化していることを知らされております。その後、肉骨粉はえさとして使用できなくなりましたが、牛の飼い方は大きく変わってはおりません。変えようとする政策も見られておりません。飼料の大半は輸入ですし、なるべく運動をさせないつなぎ飼いが普通です。ニュージーランドやオーストラリアなどが牛肉に関する国際競争国となっておりますが、価格面だけではなく、安全性についても、危険性についても、環境面についても、日本はかないません。

また、農薬問題については、使用基準を守れば安全ということだけが強調され、危険な農薬の排除と農薬使用の大幅削減は施策化されていません。化学肥料については、過剰施肥により地下水汚染や極端な硝酸態窒素の残留など、環境や安全性の問題が指摘されております。

その後、政府は2003年5月に食品安全基本法を成立させました。7月には食品安全委員会がスタートしました。安全性の評価を行う機関と、安全管理を行う農林水産省、厚生労働省などの機関を分離するということは、これまでの産業振興の省庁が消費者の立場を軽視してきたことからすれば一歩前進と言えますが、基本法の目的規定においても、消費者の権利が盛り込まれていないことや、リスク分析等において、科学的な評価ばかりが強調されております。

今後、食品の安全性評価をどのように行うのか、消費者に軸足を移したリスク管理は実現するのか、また利害関係者間での双方向の討議が担保されているのかといった不安や課題が残っています。食は命のもとです。食べ物を安全・安心・安定的に供給されるよう、食品安全行政の充実を求めたいという市民の思いをお酌み取りいただき、地方自治法第112条及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

この発議第5号に御賛同いただきましたのは、安藤議員と小川議員でございます。

意見書について述べたいと思います。

平成15年5月に「食品安全基本法」が成立し、政府は「食品安全委員会」を設置した。

しかしながら、基本法の目的規定においても「消費者の権利」が盛り込まれていないこと、リスク分析では科学的な評価ばかりが強調されていること、食品の安全性評価をどのように行うのか、生産者・消費者に軸足を移したリスク管理は実現などの課題がある。

よって、政府におかれては、食品の安全確保をより一層推進するため、下記事項により食品安全行政の強化・充実を図られるよう要望する。

- 1．食品安全委員会審議への生産者・消費者の意見反映を担保。
- 2．生産段階での「有機農産」「有機畜産」推進のための法制度の確立。
- 3．「予防原則」による安全性評価の推進と実行確保。
- 4．食品安全委員会の中立性と予算の確保。
- 5．食品安全委員会委員の選考基準・過程の透明性を確保。
- 6．輸入農産物の輸入検疫や表示制度の充実。
- 7．輸入農産物の違反事例についての情報公開。

提出先は、以下4名の大臣でございます。

食品安全行政の充実を求める意見書について、述べさせていただきました。皆さんの御賛同をよろしく願います。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、小寺君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

この意見書の中の項目の中で2の生産段階で「有機農業」「有機畜産」推進のための法制度の確立ということで、有機農業というのはよく聞いて私も知っておるんですけども、有機畜産というのはちょっと聞きなれないし、どのような畜産形態にするのかちょっとわかりませんのでお尋ねしたいと思いますが、よろしく願います。

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 松野ですが、有機畜産という言葉ですね、私の思いは、例えば飼料と

いうのはほとんど輸入ですね。その経緯といいますか、防衛といいますか、消毒の関係ですね、そういったものを減らかしてくれと。全くゼロではできませんので、有機農業と一緒に、ある程度そういった人体に影響するものについては控えてほしいと、消毒について。そういうふうに私は解釈するんですけれども。十分な答えになっていませんが、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、小川君。

10番（小川勝範君） ただいまの質問に対して、私は賛成者としてちょっと答弁が納得いきませんので、私が明確に答弁をいたします。

まず、有機畜産と言いますのは、なるべく国産で栽培された堆肥ですね、わらとか、稲とか、大豆とかそういうものを極力使ってほしいということでございます。どうしても外国から入ってくるものは、いろんな化学肥料とかいろんな関係を使っておりますので、なるべく国産でつくった食べ物を畜産に与えてほしいということでございますので、よろしくお願いします。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号食品安全行政の充実を求める意見書を採決いたします。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第5号は可決されました。

---

日程第22 発議第6号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第22、発議第6号地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番 藤橋礼治君。

12番（藤橋礼治君） 12番 藤橋礼治でございます。

お手元に配付しております発議第6号地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実

現を求める意見書の趣旨説明を行います。

この意見書は、全国市議会議長会からの要請もあり、常任委員長の桜木ゆう子議員、小川勝範議員、棚瀬悦宏議員の賛成を得ましたので、会議規則第13条の規定により提出しました。

以下、意見書の朗読をもって趣旨説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書。

平成16年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を下に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところである。

よって、国においては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体が取りまとめた今回の改革案と我々地方公共団体の思いを真摯に受け止められ、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く求めるものである。

1．国と地方の協議機関の設置。

地方の意見が確実に反映することを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。

2．税源移譲との一体的実施。

今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。

3．確実な税源移譲。

今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。ただし、災害から国民の生命・財産を守る治水対策は、国としての基本的責務であり、広域的かつ長期の計画に基づき対策を講じて社会資本整備を図ることが必要であるため、治水関係事業については国において事業を行うこと。

4．地方交付税による確実な財政措置。

税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体につ



いては、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。

また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。

5．施設整備事業に対する財政措置。

廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組み合わせにより万全の財政措置を講じること。

6．負担転嫁の排除。

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。

7．新たな類似補助金の創設禁止。

国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。

8．地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映。

地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

なお、この意見書が可決されましたら、衆・参両議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び経済財政諮問会議に提出していただきたいと思います。

以上、趣旨説明をさせていただきましたが、御賛同賜りますことをよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第6号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、3番 若園君。

3番（若園五朗君） 3番 若園五朗ですが、資料の4の地方交付税による確実な財政措置というところで、合併特例法で今行われているところですが、合併をしない市町村は三位一体の

中で、交付税の削減をされるのかどうか、委員長にお尋ねしたいんですが。そういう計画はどのようなになっているか。

議長（土屋勝義君） 藤橋君。

12番（藤橋礼治君） 今、若園議員の質問でございますが、私もこれも急なことでございまして、瑞穂市のこういった事業と開発のそういった問題を私は考えておりましたので、小さい合併しない市町村のことにつきましては、私はまだ勉強不足でございますが、瑞穂市といたしましては、今大きな犀川の開発問題がございます。そういったものは国から県へじゃなしに、直に国の方から補助金が入る対象になるような、そういったことを求めていくというふうに私は考えておりますので、大変失礼かと思いますが、その合併をしていない町村につきましては私はわかりません。以上でございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、2番 篠田君。

2番（篠田 徹君） 2番 篠田でございます。

質疑といいますより、提出先なんですけれども、今大臣のお名前が歴々が並んでおるんですけれども、せっかく地元選出の岐阜県の大臣も選ばれたことでありますので、よければ岐阜の大臣もここに足していただきたく、質疑というより要望でよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありませんか。

藤橋君に申し上げます。ただいまの件につきましては、要望でございますので、そのように受け取っていただきたいと思っております。そのように預かっておきます。

〔発言する者あり〕

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第6号地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書を採決いたします。

発議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第6号は可決されました。

---

日程第23 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第23、発議第7号議会改革検討特別委員会設置に関する決議を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

7番 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 7番 浅野楔雄でございます。

提案理由は、文書のところを読ませていただきますので、御了承いただきたいと思います。

地方分権化時代を迎え、議会の運営及び議員の役割はますます重要性を増し、市民の議員に対する期待は日ごとに大きくなるとともに、市民の期待に応えるべく議員一人ひとりが精進、努力する時代となってまいりました。

新市誕生に伴い、旧態然とした議会運営や議員活動では市民が納得しない時代となり、議員一人ひとりが襟を正して議会改革を推進していく大きな転機であると思います。

そこで、地方分権化時代に対応した議会運営及び議会議員のあるべき姿を一般的に検討し、これを改革する目的で議会改革検討特別委員会の設置を求めるものであります。

これにつきましては、さきに御提言がありました藤橋議員の提案されましたものにも関連しまして、いわゆる地方自治法の解釈を、いわゆる小まめに解釈して条例の中に入っているというふうには私は思いませんので、もう少し、全部が全部、精読しているわけではございませんが、やはり条例の中にきちっとした目の行き届いた条例をかぶせると。かぶせると言う用語弊がありますが、法に従って、きちっと条例、市民が納得するようにというふうにはお願いしたいと思います。地方自治法というのは、非常に法律の解釈からいいますと、網が大きい升目でございますので、大きな魚、小さな魚、いろいろ網をくぐるという法律でございますので、これにはやはり市民の納得する網の目もかける必要があるかということで、この特別委員会で特にそういうことも検討していきたいと思っておりますので、皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りをします。発議第7号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第7号議会改革検討特別委員会設置に関する決議を採決いたします。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第7号は可決されました。

お諮りいたします。発議第7号議会改革検討特別委員会設置に関する決議が可決されたので、委員を選出する必要があります。そこで、議会改革検討特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革検討特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1 議会改革検討特別委員の選任について

議長（土屋勝義君） 追加日程第1、議会改革検討特別委員の選任を議題にします。

議事の都合によりしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時20分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議会改革検討特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、安藤由庸君、篠田徹君、若園五朗君、広瀬時男君、熊谷祐子君、松野藤四郎君、浅野楔雄君、桜木ゆう子君、小川勝範君、藤橋礼治君、棚瀬悦宏君、西岡一成君の以上12名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革検討特別委員はただいま指名いたしましたとおりと決定いたします。

これより、議会改革検討特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思  
います。議会改革検討特別委員は議員控室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長の委員が  
委員長の職務を行うことになっております。よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 1 時22分

再開 午後 2 時19分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会改革検討特別委員会の委員長に西岡一成君、副委員長に浅野楔雄君が決定しましたので、  
御報告いたします。

議会改革検討特別委員長から、会議規則第 104条の規定によって、お手元に配付しましたと  
おり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。閉会中の継続調査申出書についてを日程に追加し、追加日程第 2 として議題  
にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査申出書については、  
日程を追加し、追加日程第 2 として議題とすることに決定しました。

---

追加日程第 2 閉会中の継続調査申出書について

議長（土屋勝義君） 追加日程第 2、閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中  
の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

---

閉会の宣告

議長（土屋勝義君） 会議を閉じます。

平成16年第 3 回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 2 時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年 9月30日

瑞穂市議会 議長 土屋勝義

議員 桜木ゆう子

議員 小川勝範